

漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案) 概要

- 漁港では、岸壁を利用する一部の釣り人の垂らした釣り糸が航行する漁船に巻き付き航行の障害になったり、漁業活動への支障になっているほか、立ち入り禁止区域への侵入による危険行為、ごみの放置、無断駐車などのマナー違反によるトラブルが発生。
- 一方で、漁港での釣りは、漁村の交流人口の拡大や地域水産物の消費増進にも寄与するものであり、漁業活動との調和を図りつつ推進することを条件に、「海業（うみぎょう）」の取組として位置づけ、漁村の賑わいや所得と雇用の創出を期待しているところ。
- 本ガイドラインでは、漁港を釣りに活用している事例の調査や、有識者や関係団体、漁港管理者等のご意見を踏まえ、漁港の利用ルール、マナー確保対策、釣り人の安全確保対策、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等について考え方を示すものである。

漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案) 目次

はじめに

第一編 漁港の釣り利用のための基本的な考え方

- (1) 前提条件
- (2) 海業振興に向けた考え方
- (3) 留意すべき法令・制度

第二編 漁港施設等の釣り利用検討の方法

- (1) 検討の目的
- (2) 段階に応じた検討主体・検討体制

- ① 想定する利害関係者
- ② 検討の段階とその主体・体制

(3) 検討に当たっての情報整理

第三編 漁港の釣り利用に当たっての検討事項

(1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認

- ① 利用範囲の設定
- ② 利用者の属性
- ③ 安全対策

- ④ 責任分担
- ⑤ 管理運営体制
- ⑥ 施設管理運営基準

(2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討

- ① 駐車場の設定
- ② ゴミの持ち帰りルールの徹底
- ③ トイレの確保
- ④ 立ち入り制限
- ⑤ 利用ルールの設定・順守

(3) 地域での効果発現の検討

- ① 所得向上や雇用機会の創出
- ② 料金の徴収
- ③ 利用者への情報提供

参考 関連する支援策

漁港の釣り利用に当たっての検討事項

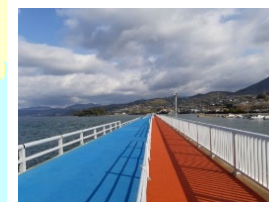
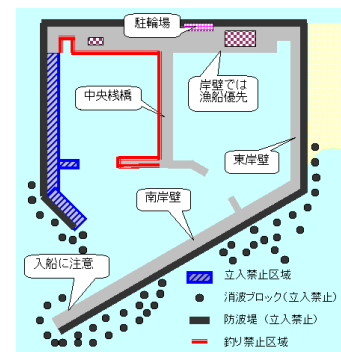
(1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認

利用範囲の設定

・漁港は漁業による利用が優先されることから、漁業活動に影響のない範囲の設定が必要。その上で、釣り利用者の安全が確保できること、非常時に避難可能であること等を確認し、釣り利用範囲を設定する。

安全対策

・転落防止柵、救命浮環、昇降用梯子等のハード対策と、監視員の配置、非常時における緊急連絡体制の構築等のソフト対策を組み合わせ、利用者の安全を確保。



転落防止柵のある棧橋 (松原漁港)

開放区域のエリア(平塚漁港)

(2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討

駐車場の確保

・漁港に訪れた釣り人の車が不法駐車や漁業活動への支障とならないよう、漁港内や漁港周辺の駐車場を含めてスペースの確保を図る。

ゴミの持ち帰りルールの徹底

・ゴミの回収方法について検討し、回収が困難な場合は、ゴミの持ち帰りの徹底を図る。必要に応じて、見回り点検の体制を整えるほか、監視カメラの設置や、ゴミの放置の常習者には釣り利用を制限させる体制づくりを行う。

利用ルールの設定・順守

・ゴミや駐車、立ち入り制限などトラブルを防ぐための地域ルールや、安全対策として避難方法や経路などの情報提供が必要。

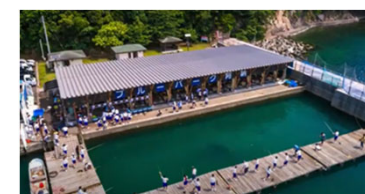


マナー啓発用チラシ ((公財)日本釣振興会)

(3) 地域での効果発現の検討

所得向上や雇用機会の創出

・釣りによる漁港への来訪者を、水産物直売や食堂、地域での宿泊等に誘導することを検討。漁業者・漁協による釣り人へのサービス提供（釣り道具の販売・レンタル、釣り餌や氷の販売、釣り筏の設置などにより提供するサービス）も考えられる。



漁港内の海上釣り堀(ブルーパーク阿納)